公 募 に つ い て の 説 明 書

1　件　　名

令和８年分確定申告期の申告相談会場における申告相談等の外部委託

2　仕　　様

別添「仕様書」のとおり。

3　業務委託期間

契約締結日から令和９年３月31日（水）まで

4　公募について参加する者に必要な資格に関する事項

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

⑸　当局の支出負担行為担当官との契約に関して、過去１年間において損害賠償請求等を受けたことがない者であること。

⑹　当局の仕様の条件を満たす者であること。

5　申込書等の提出

⑴　申込書等の提出先

広島国税局　総務部会計課経費係

⑵　申込書等の提出期限

令和８年11月20日（金）　17時00分

⑶　申込書等の提出方法

申込書等の提出は、次のいずれか方法により提出すること。

①　持参による提出

持参による申込書等の提出を希望する場合には、以下の場所に提出すること。

〒730-8521　広島市中区上八丁堀６番30号

広島国税局　総務部会計課経費係

②　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による提出。

③　上記①又は②以外の方法による申込書等の提出を希望する場合には、上記５⑵に示す申込書の提出期限までに下記９⑵イの問合せ先に連絡すること。

⑷　申込書等の提出書類

イ　提出書類

(ｲ)　申込書（別紙１）

(ﾛ)　指名停止等に関する申出書（別紙２）

(ﾊ) 誓約書（役員等名簿を含む。）（別紙３）
(ﾆ) 仕様書「15 事前提出書類」に掲げる書類
(ﾎ) 企業概要等（パンフレットでも可）

ロ　留意事項

(ｲ) 公募に参加しようとする者は、募集の公示及び公募についての説明書の内容を十分承知しておくこと。
(ﾛ) 前項の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。
(ﾊ) 申込書提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

6　契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

契約締結後、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、契約の相手方の商号又は名称及び住所、契約金額等について、公表するものとする。

また、当該契約書については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第４条に定める開示の請求があった場合には、同法に基づき開示する。

7　契約者の決定方法

⑴　申込みが１者の場合

当局の仕様に合致している場合で、かつ、見積金額が当局の予定価格の範囲内の場合は、契約の相手方とする。

⑵　申込みが２者以上の場合

一般競争入札により契約者を決定する。

8　申込書の無効

本説明書に示した資格のない者の申込書は無効とする。

9　その他

⑴　見積書の提出

イ　見積書の提出期限

当局の指示に従い速やかに提出する。

ロ　見積書の提出場所

広島国税局　総務部会計課経費係（ただし宛先名は「支出負担行為担当官　広島国税局総務部次長」とする。）

⑵　問合せ先

イ　手続に関する問合せ先

広島国税局 総務部会計課経費係　江口　博美
電話　082-578-5955（内線3646）

ロ　仕様に関する問合せ先

広島国税局 課税第一部個人課税課監理第四係　西川　尚宏
電話　082-578-5955（内線3694）

⑶　「公募についての説明書」の取扱い

本説明書は、確定申告期における申告相談等の外部委託のためのものであり、本説

明書を他の目的に使用することは禁止する。

⑷　その他

この説明書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、当局担当職員の指示に従うこと。

別紙１

申　込　書

支出負担行為担当官
広島国税局総務部次長　殿

「令和８年分確定申告期の申告相談会場における申告相談等の外部委託」に申込みを行います。

令和　　年　　月　　日

所在地

名　称

代表者

別紙２

指名停止等に関する申出書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
広島国税局総務部次長　殿

住　　所

氏　　名
又は
会　社　名

代表者氏名

「令和８年分確定申告期の申告相談会場における申告相談等の外部委託」の公募に当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、本公募には参加いたしません。

別紙３

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

広島国税局総務部次長　殿

住　　所
氏　　名
又は
会 社 名

代表者氏名

当社は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

⑴　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

⑵　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

⑶　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

⑴　暴力的な要求行為を行う者

⑵　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

⑶　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

⑷　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

⑸　その他前各号に準ずる行為を行う者

※　添付書類：役員等名簿

（別紙）

役 員 等 名 簿

法人(個人)名:

役　職　名	（フリガナ） 氏　　名	生　年　月　日	性別	住　　所
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	

（注）法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

※当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名（フリガナ）」「生年月日」「性別」及び「住所」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

契　約　書（案）

支出負担行為担当官　広島国税局総務部次長　金島　秀樹（以下「甲」という。）と、●●●●●●●●　●●●●●　●●　●●（以下「乙」という。）は、令和８年分確定申告期の申告相談会場における申告相談等の外部委託に関し、下記条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

第１条（本契約の目的／信義誠実の原則）

１　本契約は、別添仕様書に基づき、本業務に関する事項を定めるものである。

２　乙は、仕様書に基づき本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

３　甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行しなければならない。

第２条（履行場所）

本業務の履行場所は、仕様書に定めた場所とする。

第３条（契約期間）

契約期間は、契約締結日から令和９年３月31日までとする。

第４条（契約金額）

１　本契約は単価契約とし、契約金額１日／人当たり●●●●●円（消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）●●●●円を含む。）とする。

２　前項の消費税額等は、消費税法第28条第１項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき計算した額である。

なお、契約期間中において、消費税率の改正が施行された後には、消費税額等については、改正後の税率によるものとする。

第５条（契約保証金）

甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

第６条（権利、義務の譲渡等の禁止）

１　乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の２に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

第７条（下請け、委任等の禁止）

１　乙は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は、原則として本業務の一部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に協議し、承認を得た場合はこの

限りではない。
3　前項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるに必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
4　第２項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は、甲に対し、承認を得た第三者の行為についても全責任を負うものとする。
5　乙は、第20条第１項第13号から第17号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）とすることができない。
6　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
7　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
8　前二項の場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。
9　第７項の場合、乙は甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れない。

第８条（従事者の限定）
1　乙は、従事者を限定して本業務を行うものとする。
2　乙は、甲から申し出があった場合は、甲に対し、前項の従事者を書面により通知しなければならない。
3　甲は、前項により乙から通知を受けた従事者の中に本業務の遂行について著しく不適当な者がいると認める場合には、乙に対し、その理由を付して通知し、必要な措置を要求することができるものとする。
4　乙は、自己の事由により第２項により甲に通知した従事者を変更する場合には、甲に対し、変更理由及び変更従事者名を事前に書面にて通知し、甲の承認を得るものとする。

第９条（責任者の届出）
1　乙は、従事者の中から責任者を選任し、甲に書面により届け出るものとする。
2　責任者は、仕様書に基づき、乙を代表して甲から指示を受け、本業務を担当する従事者を統括し、指揮監督するものとする。

第10条（応札条件の維持）
　乙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

第11条（秘密の保持）
1　乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び乙が甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。）の機密性を保持するものとし、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
2　乙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体され

たソフトウェア、図面、書類及びデータ等がある場合は、本契約の履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。

3　乙は、自らの従事者及び第７条により甲の承認を受けた第三者に、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

4　乙は、本契約終了後速やかに、乙の保有する秘密情報等のすべてについて、甲の指示に従い返却又は消去しなければならない。

5　乙は、秘密情報の漏えいのおそれがあると認められる場合には直ちに甲へ連絡するものとし、その対応に係る甲の指示に従わなければならない。

6　乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部を解除することができるものとする。

7　乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、乙に対して第４条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。この場合、乙は、甲、国税庁、国税局及び税務署等国税組織全体に属する全部又はいずれかの組織（以下「甲等」という。）が実際に被った損害について、第25条の損害賠償責任を免れないものとする。

8　乙は、個人情報に関する取扱いについては、別紙を遵守しなければならない。

9　前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

第12条（費用負担）

本業務を遂行するために要する一切の費用は、乙の負担とする。

第13条（事情変更）

1　甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。ただし、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。

2　前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して書面により定めるものとする。

第14条（監督等）

1　甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員及び甲が個別に指定する職員（以下「監督職員等」という。）に乙の本業務の遂行を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2　乙は、監督職員等の監督又は指示に従わなければならない。

3　甲は、第７条第２項ただし書により下請け、委任等を承認している場合には、乙に対し、本契約上の義務の履行に関してなされた乙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

第15条（期間の延長）

1　乙は、天災地変その他正当な理由により契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲に期間の延長を求めることができる。

2　甲は、乙の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲が相当と認める日数の期間を延長することができる。

3　乙は、仕様書に定める期限までに業務を終了することができないと認めたときは、直ちにその理由及び業務終了予定期日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

４　乙の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、乙は、違約罰として甲に対し、遅延日数に応じ、第４条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額に対して年3.0％の遅延損害金を納付するものとする。
５　前項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

第16条（検査）
１　乙は、本業務を終了したときには、速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員及び甲が個別に指定する職員（以下「検査職員等」という。）の検査を受けなければならない。
２　甲は、乙から前項の規定による報告を受けた日から10日以内に検査職員等をして検査を行わなければならない。
３　甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。
４　乙は、第１項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
５　検査の結果不合格の場合、乙は、検査職員等の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度検査を受けなければならない。
６　第３項及び第５項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

第17条（契約金額の請求及び支払）
１　乙は、業務の完了後、令和９年●月●日までに、第４条に定める契約金額に業務の完了した数量を乗じて計算した金額を支払請求書により、甲へ請求するものとし、甲は、令和９年●月●日までに、乙の指定する金融機関の口座に振込みにより支払う。
２　前項の期限内に甲の支払がないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する条項に定めるところによる。

第18条（業務の完了後における説明等）
乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

第19条（契約不適合責任）
１　甲は本業務を完了した日から起算して１年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
２　甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。
⑴　本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
⑵　本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
⑶　契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、その結

果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用

3　第１項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

⑴　履行の追完が不能であるとき。

⑵　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑶　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4　第１項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第１項ないし第３項に基づく各請求ができるものとする。

5　前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

第20条（解除）

1　乙に次の各号の一に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の遂行に支障が生じると認めたときは、甲は何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。ただし、解除に関し本契約上に他の条項がある場合は同条項を優先する。

⑴　本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。

⑵　相当の理由なく、納期までに本業務を履行する見込みがないと認められるとき。

⑶　甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

⑷　財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。

⑸　著しい納期の遅延があったとき。

⑹　第16条に定める再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。

⑺　契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は第19条に定める甲の請求に応じないとき。

⑻　監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。

⑼　自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。

⑽　破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。

⑾　手形、小切手の不渡等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。

⑿　解散の決議をしたとき。

⒀　役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第

２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

⑭　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

⑮　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

⑯　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

⑰　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑱　自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。

⑲　自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。

⑳　自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。

㉑　自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。

㉒　その他、第18号から第21号に準ずる行為をしたとき。

２　甲が前項により本契約を解除した場合には、甲は、乙に対し、第４条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求できるものとする。

３　乙が本契約上の規定に違反した場合には、甲は、第１項の解除をしない場合でも、乙に対して、第４条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。ただし、乙が第11条の義務に違反した場合には、同条第７項を適用するものとする。

４　前２項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

５　甲が第１項の規定により本契約を解除した場合、乙は甲に対して損害賠償等、名目の一切を問わず、金銭を要求することができない。

第21条（本契約の任意解約等）

１　甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。

２　甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。

⑴　本契約の内容変更の場合　合理的な追加費用

⑵　本契約の一時中止又は打切の場合　当該時点までに乙に発生した合理的な費用

３　前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。

第22条（談合等の不正行為に係る解除）

１　甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。）第７

条若しくは第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第７条の９第１項、第２項若しくは第20条の２から第20条の６の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

⑵　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第23条（談合等の不正行為に係る違約金）

１　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、第４条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

⑴　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条若しくは第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。

⑵　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第７条の９第１項、第２項又は第20条の２から第20条の６の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第２項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

⑶　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

⑷　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、第４条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の10に相当する金額のほか、第４条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の５に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

⑴　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項、（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第７条の９第１項又は第２項の規定による納付命令（独占禁止法第７条の３第１項、第２項又は第３項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げ

られた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第２項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

⑵　当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。

⑶　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、第25条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

第24条（調査）

１　甲は、必要と認める場合には、乙に対し、期限を示して、その本契約又は資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者（甲と契約関係にある公認会計士等を含む。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。

２　乙は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。

３　第１項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、第４条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を、違約罰として請求することができるものとする。

４　前項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

第25条（損害賠償）

１　乙は、債務不履行に基づき甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。

２　前項の損害には、甲等が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲等が国民等に支払を命ぜられた金額、甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用及び訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

第26条（賠償金等の徴収）

１　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額支払の日までの日数に応じ年3.0％の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ年3.0％の割合で計算した額の遅延損害金を徴収する。

第27条（不当介入に関する通報・報告）

乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否

させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第28条（法律、規格等の遵守）

乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

第29条（紛争の解決）

本契約に関連して、訴訟の必要が生じた場合は、広島地方裁判所を専属的な管轄裁判所とする訴訟手続によって解決するものとする。

第30条（人権尊重努力義務）

乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

第31条（補則）

本契約に関し疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結の証として、本契約書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年●月●日

甲　　広島市中区上八丁堀６番30号
支出負担行為担当官
広島国税局総務部次長　　金島　秀樹

乙

別紙

個人情報に関する取扱い

（定義）

第１条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

（秘密保持）

第２条　乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

２　甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

３　乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（(以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

（個人情報の使用）

第３条　乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

（複製等）

第４条　乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

２　乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

（管理）

第５条　乙は、個人情報の漏洩、滅失、又はき損の防止その他の、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２　乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

（１）個人情報の取扱い責任者
（２）個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
（３）個人情報の授受、移送方法
（４）個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法
（５）個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
（６）個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容
（７）従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

３　乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要のある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の取得）
第６条　乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

（問合せ等）
第７条　乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）
第８条　乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）
第９条　乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。
２　前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。
３　前２項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

（再委託の取扱）
第 10 条　乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
２　甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。
３　乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本取扱いと同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

（監査）
第 11 条　乙は、本件業務期間中、少なくとも６ヶ月に１回又は甲が求めた場合はその都度、第２条から第４条並びに第５条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。
２　甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本取扱い上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。
３　甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
４　第１項又は第２項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第３項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

令和８年分確定申告期の申告相談会場における
申 告 相 談 等 の 外 部 委 託 仕 様 書

令和８年11月

広島国税局　課税第一部　個人課税課

監督職員	個人課税課　記帳指導専門官　　水野　慶子 会計課　経費係長　　谷本　和彦
検査職員	個人課税課　課長補佐　　三和　大祐 会計課　課長補佐　　大野　昌彦

１　件名

令和８年分確定申告期の申告相談会場における申告相談等の外部委託

２　委託業務の概要

広島国税局（以下「当局」という。）管内の税務署のうち、業務委託を実施する税務署（以下「実施税務署」という。）が指定する従事場所において、税理士登録のある者（以下「税理士」という。）を派遣し、申告相談等を実施する。

３　実施税務署

別紙１「実施税務署及び予定従事税理士人員等一覧表」に掲げる「実施税務署」欄のとおりとする。

４　従事場所

実施税務署が指定する場所（以下「申告相談会場」という。）とする。

なお、具体的な申告相談会場の所在地については、契約締結後、実施税務署の個人課税（第一）部門統括国税調査官又は調査部門統括国税調査官（実施税務署が指名した者を含み、以下「第一統括官等」という。）から、受託者が実施税務署ごとに決定する業務責任者（以下「署別業務責任者」という。）宛に連絡する。

５　業務委託期間等

⑴　業務委託期間及び従事人員

別紙１「実施税務署及び予定従事税理士人員等一覧表」の「業務委託期間」欄（「行政機関の休日に関する法律」に定める休日を除く。）及び「予定延べ従事人員」欄のとおりとする。

なお、実施税務署の事情により、実施税務署ごとの「予定延べ従事人員」の合計の範囲内で、「業務委託期間」を変更する場合がある（令和９年１月４日（月）から令和９年３月 31 日（水）までの期間に限る。）。

また、１日の中で従事者が入れ替わる場合は、合計で従事人員が１人日となるよう調整する。

おって、具体的な従事日（業務委託期間等の変更を含む。）については、実施税務署の第一統括官等と署別業務責任者が事前に協議を行い、決定する。

⑵　従事時間

原則として午前８時 30 分から午後５時まで（内、休憩時間１時間を除く。）とする。

なお、実施税務署の第一統括官等と署別業務責任者は、会場ごとに、業務開始時間、終了時間及び休憩時間について協議を行い、決定することができる。

６　業務の対象納税者

業務の対象納税者は、税理士又は税理士法人の関与していない者で、次の⑴から⑶までに掲

げる者（譲渡所得のある者を除く。）とする。

⑴　事業所得、不動産所得又は雑所得を有する者のうち、令和７年分の所得金額（専従者控除前又は青色専従者給与及び青色申告特別控除前）が300万円以下の者

⑵　上記⑴に該当する者のうち、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の消費税課税事業者

⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者、給与所得者及び年金受給者

なお、収入金額又は所得金額が高額な者、相談内容が複雑な者等の対象納税者以外の者が来場した場合の対応については、実施税務署の第一統括官等と署別業務責任者が事前に協議を行う。

７　業務内容等

⑴　業務内容

申告相談会場に従事する税理士（以下「従事税理士」という。）は、次の業務を行う。

イ　インボイス制度への対応

インボイス制度について、消費税及び地方消費税の確定申告の相談・提出を行う課税事業者及び免税事業者に対し、当局が作成するリーフレットを交付して制度の説明を行う。

ロ　申告相談等

「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」（青色申告決算書等の添付書類を含む。）、「消費税及び地方消費税の確定申告書」（付表等を含む。）及び各種申請書・届出書の作成指導並びに税務相談等（以下「申告相談等」という。）を行う。

なお、消費税及び地方消費税の確定申告に係る税務相談に当たり、各地域の事情等に応じて、別紙２「税務支援における消費税等の税務相談に係る承諾書」の活用を希望する場合には、実施税務署の第一統括官等と署別業務責任者が事前に協議を行った上で、当該様式を活用する。

また、「国税電子申告・納税システム」による本人送信の指導及び「確定申告書等作成コーナー」の入力指導を行う。

おって、令和９年３月16日（火）から令和９年３月31日（水）までの期間においては、消費税及び地方消費税に関する申告相談等を実施する。

⑵　特定個人情報の取扱いに関する事項

従事税理士は、上記⑴の業務を行うに当たり、納税者の特定個人情報を取り扱う場合は、個人番号の記載及び本人確認書類の写しの添付が必要である旨を説明するとともに、納税者に対して、実施税務署が提供する、別紙３「受付票（兼特定個人情報の取扱いに関する同意書）」（以下「受付票」という。）への記載を求める。

なお、当該受付票は、他の申告関係書類等と区別することなく、実施税務署へ提出することとする。

８　業務委託金額

業務委託金額については、本業務に関する一切の経費（従事場所までの交通費、駐車代金等）を含む。

９　業務体制等

⑴　事前協議の実施

受託者は、契約締結後速やかに署別業務責任者を決定した上、実施税務署の第一統括官等に通知し、署別業務責任者に受託業務の実施に当たっての具体的な協議及び打合せを行うよう指示する。

⑵　従事人員の確保等

受託者は、別紙１「実施税務署及び予定従事税理士人員等一覧表」に掲げる実施税務署別の「予定延べ従事人員」欄の人員を確保する。

なお、受託者は、各申告相談会場に派遣する税理士を決定し、申告相談会場ごとにその日の業務に従事する税理士のうち１名を会場責任者として指名する。

また、人員に不足が生じることが事前に判明した場合は、速やかに代替となる人員を派遣し、本業務に支障を来さないよう措置を講じる。

おって、代替要員の派遣に当たり、不測の事態が生じる場合には、当局担当者と受託者が別途協議する。

⑶　業務体制の構築・報告

受託者は、別紙４「令和８年分申告相談等業務責任者及び従事税理士名簿」を業務開始のおおむね 10 日前までに当局個人課税課監理第四係及び実施税務署の第一統括官等へ１部ずつ提出する。

なお、従事税理士に変更があった場合には、その都度、遅滞なく実施税務署の第一統括官等に別紙４「令和８年分申告相談等業務責任者及び従事税理士名簿」を提出する。

10　管理責任

⑴　受託者は、善良なる管理者の注意義務をもって、受託業務を誠実に行うものとする。

⑵　事故等発生時の報告

従事税理士は、次に掲げるような事故等、異常事態が発生した場合には、直ちにその状況を第一統括官等又は従事場所に常駐する実施税務署の職員に報告する。

イ　使用機器及び貸与物品が故障又は破損したとき

ロ　その他委託者の事務に支障を来すような事態が発生したとき

⑶　その他

従事税理士は、交通渋滞等のため、指定時刻までに従事場所へ到着できないおそれが生じた場合には、速やかに実施税務署の第一統括官等へ連絡し、指示を仰ぐ。

なお、１日の中で従事者が入れ替わる場合は、合計で従事人員が１人日となるよう調整する。

11　業務報告等

⑴　業務終了時の報告

会場責任者は、業務終了後、日々、別紙５「令和８年分申告相談等実施報告書」（以下「実施報告書」という。）を作成し、実施税務署の第一統括官等へ提出し、履行の確認を受

ける。

⑵　請求

受託者は、業務終了後、請求書とともに履行確認のある実施報告書を令和９年４月６日（火）までに当局会計課経費係へ提出する。

12　情報の管理・機密の保持

受託者及び本業務への従事税理士は、本業務により知り得た全ての情報（見聞きし認識した全ての情報をいう。）について、厳格に管理する責任を負い、いかなる場合にも他に漏らし、または本業務以外に使用してはならない。

なお、以上の項目は契約期間終了後も同様とする。

13　受託者による税理士業務の禁止

本業務における税理士業務は、本業務に従事する税理士のみが行うものとし、受託者はこれら税理士業務に関して指揮・命令を行ってはならない。

ただし、受託者が税理士資格を有する場合には、この限りではない。

14　委任又は下請けの禁止

⑴　受託者は、本業務の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

⑵　受託者は、原則として本業務の一部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により当局担当者と協議し、承認を得た場合は、この限りではない。

15　事前提出書類

申込者は、令和８年 11 月 20 日（金）までに、別紙６－１又は６－２「税理士業務に従事する税理士を確実に確保できることを証する書類」を当局会計課経費係に提出しなければならない。

なお、当該書類の作成等にかかる一切の費用は、申込者の負担とする。

16　特定個人情報に関する安全管理措置について

⑴　レイアウトの構築

申告相談会場の設置に当たっては、納税者の特定個人情報等が他の納税者等の目に触れることのないよう、実施税務署において、適切なレイアウトを構築する。

⑵　相談時等の留意事項

従事税理士は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、相談時等において特定個人情報が他の納税者の目に触れることがないよう配意する。

17　その他の特記事項

⑴　受託者は、従事税理士に対し、本業務に従事する時間中は税理士証票を常時携行させることとし、実施税務署の求めによりいつでも提示させなければならない。

　また、受託者は、従事税理士に対して、本業務に従事する時間中は税理士バッジを常時着用させなければならない。

⑵　事前の協議及び打合せ等にかかる費用は、受託者の負担とする。

⑶　本業務に必要な会場借料、施設、機器、備品及び消耗品の使用並びに水道光熱費等の費用は当局が負担するが、本業務以外の目的での使用を禁止する。

⑷　申告相談会場において、「税理士相談コーナー」の表示を行う場合は、「無料」との文言を使用しない。

⑸　別紙１「実施税務署及び予定従事税理士人員等一覧表」に掲げる事項について、実施税務署の事情により変動があっても、異議は申し立てないこととする。

⑹　本仕様書に定めのある提出書類については、別紙７「提出書類一覧表」のとおりであるため、必ず提出期限までに提出する。

⑺　本仕様書に定めのない事項については、当局担当者と受託者が別途協議の上、決定する。

18　当局担当者

当局担当者及びその連絡先は、次のとおりである。

所在地	広島市中区上八丁堀６番 30 号
電　話	082-578-5955（内線 3694）
担当者	広島国税局　課税第一部　個人課税課
	監理第四係　西川　尚宏

別紙１

実施税務署及び予定従事税理士人員等一覧表

区分	実施税務署	税務署所在地	電話番号	業務委託期間	予定延べ従事人員	１日当たり最大予定従事人員	備考
					人日	人	
鳥取県	鳥取	鳥取市富安2-89-4　鳥取第一地方合同庁舎	0857-22-2141	２月 16 日 ～ ２月 26 日	16.0	2.0	
	米子	米子市東町124-16　米子地方合同庁舎	0859-32-4121	２月 16 日 ～ ３月 5 日	16.0	2.0	
	倉吉	倉吉市上井587-1	0858-26-2721	２月 16 日 ～ ３月 5 日	13.0	1.0	
島根県	松江	松江市向島町134-10　松江地方合同庁舎	0852-21-7711	２月 16 日 ～ ３月 2 日	18.0	2.0	
	出雲	出雲市塩冶善行町13-3　出雲地方合同庁舎	0853-21-0440	２月 16 日 ～ ３月 2 日	10.0	1.0	
	益田	益田市元町12-11	0856-22-0444	２月 16 日 ～ ３月 15 日	14.0	1.0	
	石見大田	大田市大田町大田イ289-2	0854-82-0980	２月 16 日 ～ ２月 18 日	3.0	1.0	
岡山県	岡山東	岡山市北区天神町3-23	086-225-3141	２月 16 日 ～ ３月 2 日	10.0	1.0	
	岡山西	岡山市北区伊福町4-5-38	086-254-3411	２月 16 日 ～ ３月 2 日	10.0	1.0	
	西大寺	岡山市東区西大寺中2-24-13	086-942-3815	２月 16 日 ～ ２月 22 日	5.0	1.0	
	児島	倉敷市児島小川5-1-66	086-472-2630	２月 5 日 ～ ２月 15 日	6.0	1.0	
				２月 16 日 ～ ２月 26 日	8.0	1.0	
	倉敷	倉敷市幸町2-37	086-422-1201	２月 1 日 ～ ２月 15 日	20.0	2.0	
				２月 16 日 ～ ３月 4 日	36.0	3.0	
	玉島	倉敷市玉島阿賀崎2-1-50	086-522-3121	２月 8 日 ～ ２月 15 日	10.0	2.0	
	玉野	玉野市宇野2-4-12	0863-31-2131	２月 16 日 ～ ３月 2 日	10.0	1.0	
	笠岡	笠岡市五番町5-48	0865-62-3111	２月 16 日 ～ ２月 26 日	3.0	0.5	
	新見	新見市新見721-1	0867-72-0951	２月 17 日 ～ ２月 19 日	2.0	1.0	
	久世	真庭市鍋屋8-1	0867-42-0450	２月 16 日 ～ ３月 15 日	3.0	1.0	
広島県	広島東	広島市中区上八丁堀３番19号	082-227-1155	２月 3 日 ～ ２月 10 日	12.0	2.0	
	広島西	広島市西区観音新町１丁目17番３号	082-234-3110	２月 1 日 ～ ２月 15 日	10.0	1.0	
	広島北	広島市安佐北区亀山２丁目25番10号	082-814-2111	２月 1 日 ～ ２月 5 日	5.0	1.0	
	呉	呉市中央3-9-15　呉地方合同庁舎	0823-23-2424	２月 9 日 ～ ２月 12 日	3.0	1.0	
	竹原	竹原市中央3-2-12	0846-22-0485	２月 16 日 ～ ２月 19 日	2.0	1.0	
	三原	三原市宮沖2-12-1	0848-62-3131	２月 16 日 ～ ２月 19 日	4.0	1.0	
	尾道	尾道市古浜町27-18	0848-22-2131	２月 16 日 ～ ３月 5 日	17.0	2.0	
	福山	福山市三吉町4-4-8	084-922-1350	２月 16 日 ～ ３月 3 日	44.0	4.0	
	府中	府中市鵜飼町555番地40	0847-45-2570	２月 16 日 ～ ２月 26 日	8.0	1.0	
	三次	三次市十日市東1-13-5	0824-62-2721	２月 16 日 ～ ２月 26 日	8.0	1.0	
	庄原	庄原市三日市町667-5	0824-72-1001	２月 16 日 ～ ２月 19 日	4.0	1.0	
	西条	東広島市西条昭和町16-8	082-422-2191	２月 16 日 ～ ２月 26 日	8.0	1.0	
	廿日市	廿日市市新宮1-15-40　廿日市地方合同庁舎	0829-32-1217	２月 16 日 ～ ３月 15 日	76.0	4.0	
	海田	安芸郡海田町大正町1-13	082-823-2131	２月 16 日 ～ ３月 15 日	38.0	2.0	
山口県	下関	下関市竹崎町4-6-1　下関地方合同庁舎	083-222-3441	２月 16 日 ～ ３月 15 日	19.0	1.0	
	宇部	宇部市常盤町一丁目7番1号　宇部市役所庁舎2階	0836-21-3131	２月 16 日 ～ ３月 3 日	10.0	1.0	
	山口	山口市中河原町6-16　山口地方合同庁舎2号館	083-922-1340	２月 16 日 ～ ３月 8 日	28.0	2.0	
	徳山	周南市今宿町2-35	0834-21-1010	２月 16 日 ～ ３月 15 日	20.0	2.0	
	防府	防府市緑町1-2-12	0835-22-1400	２月 16 日 ～ ３月 2 日	10.0	1.0	
	岩国	岩国市麻里布町7-9-37	0827-22-0111	２月 16 日 ～ ２月 26 日	16.0	2.0	
	光	光市虹ヶ浜3-10-1	0833-71-0166	２月 16 日 ～ ３月 15 日	2.0	1.0	
	長門	長門市東深川964-1	0837-22-2441	２月 22 日 ～ ３月 9 日	8.0	1.0	
	厚狭	山陽小野田市大字鴨庄111-1	0836-72-0180	２月 16 日 ～ ３月 2 日	5.0	0.5	
合　計					570.0		

別紙２

税務支援における消費税等の税務相談に係る承諾書

令和　　年　　月　　日

●●税理士会　　支部　会場責任者様

私は、令和　年　月　日～令和　年　月　日課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告に係る税務相談を依頼するにあたり、以下の点を承諾します。

□	税務相談においては、必要に応じて従事税理士の指導を受けながら、課税取引金額計算表等（以下「計算表等」という）を作成し、具体的な税額に関する相談に臨みます。
□	計算表等の作成及び税務相談に当たっては、従事税理士に適格請求書の内容確認を求めません。
□	自身が作成した計算表等の内容誤りに起因する税額等の相違による不利益については、従事税理士に一切責任を求めません。

納　税　地	
（フリガナ） 屋　　号	
（フリガナ） 氏　　名	
電 話 番 号	

別紙３

受　付　票

（兼特定個人情報の取扱いに関する同意書）

受付年月日	令和　　年　　月　　日			
納税地（住所）	〒 □□□ － □□□□			
申告される方の氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ		電話番号	（　　）
	漢 字		生年月日	大・昭 平　　年　　月　　日

ご相談内容（該当箇所に「✓」）

□ 給与・年金の方	□ 事業所得の方	□ 消費税（一般・簡易）
□ 不動産所得の方	□ 各種届出	□ その他（　　）

マイナンバー（個人番号）がわかる書類の持参【 有 ・ 無 】（いずれかに○をしてください。）

特定個人情報（マイナンバー）の取扱いに関する同意書

★申告相談等に当たっては、以下の事項をご確認いただき、該当する事項のチェック欄に「✓」を付してください。

●●税理士会　　支部
従事税理士　殿

≪e-Taxで提出する方≫

□　私は、電子情報処理組織を利用して下記の税務書類の作成を上記の従事税理士に依頼するに当たり、私の利用者識別番号を上記の従事税理士に通知するとともに、上記の従事税理士が当該利用者識別番号を使用して当該税務書類を送信することに同意します。

□　私は、上記の手続に当たり、上記の従事税理士が私の特定個人情報（マイナンバー）を取り扱うことに同意します。

≪書面で提出する方≫

□　私は、下記の税務書類の作成のための相談等に際し、上記の従事税理士が私の特定個人情報（マイナンバー）を取り扱うことに同意します。

記

□ 1．令和8年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書
□ 2．令和8年分消費税及び地方消費税の確定申告書
□ 3．令和＿＿＿年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書
□ 4．個人事業の開業・廃業等届出書
□ 5．＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）１　この「受付票」は、受付の整理及び特定個人情報等の取扱いに関する同意事項を明らかにするために使用し、その他の目的には使用しません。
２　●●税理士会●●支部及び従事税理士は、業務上知り得た特定個人情報の内容につき、秘密保持の義務を負うものとします。
３　●●税理士会●●支部及び従事税理士は、本業務において取り扱う特定個人情報につき関係法令等を遵守し適切に取り扱います。

別紙４

令和8年分申告相談等業務責任者及び従事税理士名簿

受託者名　：

実施税務署
税務署

業務責任者	
（氏　名）	連絡先（電話番号）

従事日	税理士名	所属支部	会場責任者（〇印）	従事日	税理士名	所属支部	会場責任者（〇印）

別紙５

令和8年分申告相談等実施報告書

（記載者）

受託者　　会場責任者

○ 開催日等

開　催　日	実施税務署	会場名
令和9年　　月　　日（　　）	税務署	

○ 従事税理士名等

従事税理士合計	人	従事延べ日数	人日

従事税理士名	担当日数	従事税理士名	担当日数
（　　支部）		（　　支部）	
（　　支部）		（　　支部）	
（　　支部）		（　　支部）	
（　　支部）		（　　支部）	
（　　支部）		（　　支部）	
（　　支部）		（　　支部）	
（　　支部）		（　　支部）	

（注）1 会場責任者も含めて記載する。
　　2「担当日数」欄は、1日の場合は1、午前又は午後の場合は0.5と記載する。

○ その他特記事項

○ 税務署履行確認欄

令和　9　年　　月　　日

税務署　　部門　　統括国税調査官

別紙６－１

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
広島国税局　総務部次長　　殿

所　在　地
氏名（名称）
代　表　者

税理士業務に従事する税理士を確実に確保できることを証する書類

「令和８年分確定申告期の申告相談会場における申告相談等の外部委託」について、税理士業務に従事する税理士を確実に確保できることを確約いたします。

別紙６－２

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
広島国税局　総務部次長　　殿

所　在　地
氏名（名称）
代　表　者

税理士業務に従事する税理士を確実に確保できることを証する書類

「令和８年分確定申告期の申告相談会場における申告相談等の外部委託」について、税理士業務に従事する税理士を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の協力により、確実に確保できることを確約いたします。

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が「令和８年分確定申告期の申告相談会場における申告相談等の外部委託」について、税理士業務に従事する税理士を確実に確保いたします。

所　在　地
氏名（名称）
代　表　者

別紙7

提出書類一覧表

番号	書類名	仕様書 該当箇所	提出期限	提出先	摘要
1	別紙2「税務支援における消費税等の税務相談に係る承諾書」	7(1)	納税者の税務相談を行った当日	実施税務署	
2	別紙3「受付票（兼特定個人情報の取扱いに関する同意書）」	7(2)	納税者の特定個人情報を取り扱った当日	実施税務署	
3	別紙4「令和8年分申告相談等業務責任者及び従事税理士名簿」	9(3)	業務開始のおおむね10日前	広島国税局 個人課税課 監理第四係	
				実施税務署	従事税理士に変更があった場合には、その都度提出する
4	別紙5「令和8年分申告相談等実施報告書」	11(1)	日々の業務終了後	実施税務署	
5	請求書	11(2)	令和9年 4月6日（火）	広島国税局 会計課 経費係	
6	別紙6－1又は6－2「税理士業務に従事する税理士を確実に確保できることを証する書類」	15	令和8年 11月20日（金）	広島国税局 会計課 経費係	

※仕様書に定めのある提出書類については、必ず上記提出期限までに提出すること。